

第3回小動物獣医療に関する検討会の経過及び結果

1日時平成17年5月24日(火)午後1時30分～午後5時

2場所三番町共用会議所大会議室

3出席委員(合計11名)

伊藤 伸彦、岡本 有史、佐々木伸雄、塩谷 勝、島田 壽子、中川 秀樹、細井戸大成、森田 邦雄、

矢ヶ崎忠夫、山崎 恵子、若尾 義人

4議事の経過及び結果

(1)消費・安全局参事官から挨拶

(2)臨床研修について

1)臨床研修目標について

近年、動物由来感染症が増加し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に獣医師の責務が明記され、獣医師の届出対象感染症も追加されていることから、臨床研修目標の1つとして動物由来感染症等公衆衛生に関する事項を追加すべきであるとの意見が出された。

また、研修内容に「動物愛護」については既に記載されてはいるが、動物福祉の観点をもう少し加えるべきであるとの意見が出された。

2)臨床研修施設の指定基準(素案)について

第2回検討会の議論をもとに、座長及び事務局で作成した臨床研修施設基準の素案を作成し、その内容について議論が行われた。診療施設に常に勤務する獣医師の人数については、一定規模を確保する上で、より多い人数を規定すべきとの意見とそれに対し、数名の獣医師が勤務する診療施設であっても臨床研修を行うのに適切な施設もあるため、それらを妨げないように人数を増やすべきでないとの意見が出された。また、臨床経験年数が3年以上の獣医師が3名以上勤務する診療施設は少ないのではないかと意見が出された。

臨床研修を行うのに十分な診療件数については、臨床研修獣医師が十分な件数を経験するために1日10件程度は必要であり、獣医師1人あたり年間2500件以上を条件にすべきとの意見と、診療施設の方針等により、診療件数が制限されることも想定されるため、最低限の診療件数として獣医師1人あたり1000件以上とすべきとの意見が出された。また、同様の考え方から手術数も250例とすべきとの意見と500例とすべきとの意見が出された。

歯科医師の臨床研修施設の基準には、「歯科衛生士又は看護婦の適当数の確保」とあり、獣医師の場合も、動物看護師などの獣医療補助者の確保が必要との意見が出された。臨床研修のプログラムについては、特に意見は出されなかった。

指導獣医師の基準については、「最近3年間に於いて相当の業績発表(審査体制のある雑誌へ最低1本の臨床に関する論文の掲載及び年1回程度の学会発表)」という条件をクリアできる小動物臨床の獣医師がどの程度いるかとの意見が出された。論文の掲載をしている獣医師の数は多くないことが想定されるものの、指導獣医師としては学術的な業績も必要であろうとの意見が出された。新しい体制で臨床研修を行うにあたり、導入の5年間程度は別の基準を設けて、段階的に厳しい基準に変更するという事をしてはどうかとの意見が出された。

研修期間については、現在、臨床研修を行っている大学のカリキュラム等を考えると2年間実施している大学が多いので、2年が妥当な期間であるとの意見があったのに対し、産業動物の臨床研修についても考えなければならないので、小動物についてだけで議論すべきではないとの意見が出された。

(3) 広告の制限について

広告の制限については、いずれの診療施設でも実施可能な、予防接種、避妊・去勢手術、健康診断などプライマリー・ケアに関する事項は、広告可能な事項として良いとの意見が大半であった。一方で、価格自体は現在も広告の制限を行っていないことから、一部の技能・療法を広告可能とすることにより、それらの価格を同時に広告することが可能となり、価格により飼育者を誘引するなど問題が生じることも予想されるため、価格の広告を規制する必要性について意見が出された。

また、信頼性のある情報であれば、具体的な疾病の患畜数や手術件数なども、飼育者にとっては有用な情報となるが、広告された内容を確認することが難しいため、特定の疾病についての技能・療法の広告については、次回の検討会でも議論することとされた。